## カントにおける正戦論

# 山下和也

要 旨:正戦論とは、近代以前ではアウグスティヌスやトマス・アクィナス、近代ではフーゴー・グロティウスを代表とする、正義の戦争、許容される戦争がありうるとする思想である。対してカントは『永遠平和のために』を著し、常備軍の将来的な撤廃を求め、「いかなる戦争もあるべからず」(VI354)と宣言した。カントを絶対的平和論者と見る解釈が有力であるが、カントに正戦論を見ることも可能である。本稿ではカント哲学における正戦論の可能性を探ってみたい。

キーワード:カント、正戦、戦争、平和、国際法

表題を見て驚く人が多いかもしれない1。 周知のとおり正戦論とは、近代以前ではアウ グスティヌスやトマス・アクィナス、近代に なってからはフーゴー・グロティウスを代表 とする、正義の戦争、許容される戦争があり うるとする思想である。18世紀は正戦論が大 きく注目された時代であった。現代における、 その第一人者はマイケル・ウォルツァーであ ろう。今日再び正戦論が頻繁に論議されてい る。そのきっかけとなったのが、1990年のイ ラクによるクウェート侵攻をきっかけとした 湾岸戦争や、コソボ紛争に際して1999年から 行われたNATO、北大西洋条約機構による空 爆、2001年の同時多発テロを理由とするアフ ガニスタン戦争、そして2003年に起きたイラ ク戦争といった一連の戦争であることは言う までもない。

それに対してカントは、『永遠平和のために』を著し、常備軍の将来的な撤廃を求め、戦争を「あらゆる禍悪と人倫の腐敗の源泉」(WI56)と呼び、道徳的実践理性の抗しがたい拒否権として「いかなる戦争もあるべから

ず」(VI354²)と宣言した哲学者である。カントを一種の絶対的平和論者として見る解釈³が、特に日本では、有力であるように思う。しかし、ブライアン・オレンド⁴をはじめとして、カントに正戦論を見る研究者もいないわけではない。本稿では、カント哲学における正戦論の可能性を、日本における最近の集団的自衛権論争にも関係づけて、探ってみたい。

論述は、第一章で『人倫の形而上学』におけるカントの国際法論を、近代の正戦論の文脈から読み直す。続いて第二章でカントの「国家連合」概念を検討し、それと現代日本における集団的自衛権の議論の関連を考える。最後に第三章で、カントの正戦論と道徳論とがいかに整合するかを考察し、リアリスト5としてのカントの姿を浮き彫りにしてみたい。

#### 第一章 カントの国際法論と近代正戦論

『人倫の形而上学』第一部「法論の形而上 学的原理」の中の公法の二番目としてカント (2)

は国際法を扱っているが、これは事実上戦争 の法に等しい。というのも、カントはここで 明確に、国家間の自然状態における「戦争へ の権利 |、「戦争中の権利 |、「戦争後の権利 | に分けて論じているからである(VI343)。特 に最初の二つは、『ファイアーアーベントの 法哲学講義』6(以下『法哲学講義』と略称) において「Jus in bellum [原文ママ] und ad bellum 」(XX Ⅲ1393) という言葉が使われ ているところから見て、伝統的な正戦論の文 脈を踏まえたものと推測できる7。実際、カ ントは『永遠平和のために』において、「フー 、、、、、、 ヴァッテル | (₩355) と名前を挙げて、近代 正戦論を唱え「戦争攻撃の正当化のために忠 実に引用されている」(ibid.) 国際法論者を 批判している。また、少なくとも確実に、み ずから書評したゴットリープ・フーフェラン トの著作を通じて、これら論者の国際法論を 知っていた8(Ⅷ127)。ヴァッテルの著書は そのドイツ語訳を、『法哲学講義』において、 戦争法の底本として用いている9。もちろん、 特定できないがこれ以外の文献を参照した可 能性もある10。

『人倫の形而上学』において「国際法 (Völkerrecht)」は、「相互の関係における諸 国家の法 | (VI343) と定義されている<sup>11</sup>。こ こで国家は「道徳的人格として、他の国家に 対し、自然的自由の状態、従ってまた恒常的 戦争の状態にある」(ibid.) とされる。『永遠 平和のために』にも、「隣り合って生活する 人間たちの間の平和状態は決して自然状態 (status naturalis) でなく、それはむしろ戦 争状態である」(**™**346)という一文がある。 カントが、ルソーではなくホッブズの自然状 態の概念を受け継いでいることは明らかであ る。たとえば『単なる理性の限界内におけ る宗教』では、ホッブズの命題として、「人 間の自然状態は万人における万人の闘争で ある (status hominum naturalis est bellum omnium in omnes) | (VI97Anm.) が引用され、 些細な表現以外は本質的な誤りのないものと して肯定されている。また、『純粋理性批判』 方法論の第一章「純粋理性の訓練」において も、「ホッブズが、自然の状態は不正義と暴 力の状態であり、人はそれを必ず抜け出さな ければならない、と主張するように | (B780) という一文がある。さらに『フィギランティ ウスの道徳哲学講義』でも、ホッブズの表 現として「万人の万人に対する闘争(bellum omnium contra omnes) | (XXVI591) が引用 されているなど、カントはホッブズの議論を よく知っていた。カントの国際法論における 次の記述もホッブズに拠るものであろう。「諸 国家は、相互の外的関係において考察するな らば、(法なき野蛮人のように) 本性上、非 法的状態にある。[中略] この状態は、たと え現実の戦争や永続的な現実の敵対(敵意) でないにしても、戦争の(強者の法の)状態 である」(VI344)。カントはこの状態を「そ れ自身そのものとして最高度に不正 | (ibid.) として、隣接する諸国家はそこから抜け出す 義務を負っていると言う。リチャード・タッ クの言葉を借りるなら、「カントは、通常認 識されているよりもずっと、そして明らかに、 ホッブズ主義的であった」12。

ここから、カントの考える国際法上の戦争の権利のうち、最初の二つを順番に見ていこう。はじめにカントは「自然状態における自由諸国家相互の、戦争への例の根源的権利」(ibid.)を問題にしている。この権利はまず、国家が自分の臣民やその財産を、臣民自身の意志に拠らず、主権者の上位命令のみによって他国に対する戦争に動員する権利と規定され、その根拠が追求される。つまり、カントは国家がこうした権利をもつことを否定していない。この権利の根拠は所有権に求められる。一般に、「誰でも、しかし、実質に関して自ら作り出したものについては、争う余地のない所有をもつ」(VI344f.)。この前提にお

いてカントは、臣民を「その最大部分に関し ては国家自身の産物 | (VI345) と見なし、そ れゆえに臣民は国家の所有物であるので、国 家はそれを戦争に動員する権利をもつとする のである。ただしカントは、国家がこの権利 を「国家において常にともに立法する部分 と見なされなければならない市民としての| (ibid.) 人間に適用する場合には、次のよう な制約を設ける。「戦争遂行に一般的にのみ ならず、おのおのの特殊な宣戦布告について、 市民の代表者を介して、その自由な替意を与 えるのでなければならない」(VI345f.)。国家 はこの制約条件の下でのみ、戦争することが できる。つまり、カントは市民が賛同した戦 争にのみ、市民の動員が許されるとしている のである。エルンスト・カッツァーの言葉を 借りるなら、「けっして国民は君主によって 戦争のための機械としてのみ用いられてはな らない」13。さらにカントは、この権利は「国 民に対する主権者の義務(逆ではなく)から も | (VI346) 導出できるとしている。もちろ ん、国民がそれに賛同する限りにおいて、で あるが。

続いてカントは、戦争への権利を対外的関 係において次のように規定する。「諸国家の 自然状態において、戦争への(敵対行為への) 権利は、それによって一つの国家が他の国家 に対してみずからの権利を、すなわち、国家 が他の国家によって毀損されたと信じる場合 に、自身の暴力によって追求する許された 仕方である」(ibid.)。この権利は、自然状態 においては訴訟が不可能であるという事実に よって正当化される。同様の議論は『永遠平 和のために』においても見られる14。興味深 いことに、カントはここで、実際の損害によ る以外に、「脅威 (Bedrohung)」(ibid.) に よるこの権利の行使をも認めてしまう。この 脅威には、他国の先行する武装や、領土獲得 によって恐るべきほどに増大する勢力すら属 する。これらは大国の実際の行いに先行する

状態による小国の侵害なのであって、それに ゆえに自然状態では、この脅威に基づく攻撃 は正当である。つまりカントは、防衛のため の戦争のみならず、いわゆる先制自衛までも 広い範囲で認容している。

次に、戦争における権利は国際法における 権利とされるが、そこには、法なき状態にお いて法を自己矛盾を起こさないように考える という困難がある。上述したように、国家間 の自然状態は無法状態なのであるから。この 困難をカントは、戦争における権利を保証す る法を次のように規定することで解決する。 「それによれば、諸国家の(相互の外的関係 における) 自然状態からの脱出と法的状態へ の移行がそれでもなお可能のままであるよう な、そんな原則に従って戦争を遂行する」(VI 347) ものでなければならないと。これは無 論、『永遠平和のために』で、永遠平和のた めの予備条項の六番目として「いかなる国家 も他国との戦争において、将来の平和におけ る相互の信頼を不可能にするに違いないよう な敵対行為を為すべきではない」(Ⅷ346)と 述べられていたのを言い換えたものである。 『人倫の形而上学』ではさらに、「その使用 が、臣民が市民であることを不可能にするで あろうような」(VI347) 防衛手段を許されな いものと規定している。カントが挙げる戦争 中に許されない行為には、暗殺者や毒殺者の 使用、降伏条約の破棄、敵国における暴動の 扇動、スパイの使用や虚偽の情報の拡散など がある。『法哲学講義』によれば、これによっ てカントは、正戦においてはこうした行為も 許容されるとするヴァッテルの正戦論に反論 している15。

カントはまた認容されない戦争のタイプについても語っており、これは正戦論の議論そのものである。まずカントは、「独立国相互の戦争は懲罰戦争(bellum punitivum)ではありえない」(ibid.)とする。なぜなら、懲罰は上下関係を前提するが、国家間にそのよ

うな関係はありえないからである16。さらに、 「殲滅戦争(bellum interinecinum)も征服戦 争 (bellum subiugatorium) も」 (ibid.) 許さ れない。『永遠平和のために』でも、同じ理 由で懲罰戦争の不可能が宣言され、殲滅戦争 は双方の戦争当事国とそれとともにすべての 法も滅亡させ、「永遠平和は人類の巨大な墓 地の上にのみ生じることになるであろう | (WII 347) から、それへと導くであろうような戦 争行為もろとも、禁じられている。また、『永 遠平和のために』における第五予備条項、「い かなる国家も他国の体制や統治に暴力をもっ て介入すべきではない」(Ⅷ346) は、干渉戦 争を厳格に禁じているものと見ることができ る17。現代における正戦論とカントのそれと の最大の違いがここであろう18。しかし、認 容されない戦争のタイプがあるということ は、逆に認容される戦争のタイプもあるとい うことである。ユルゲン・ハーバーマスの言 うように、「カントにとってまだ、戦争とい う犯罪は存在しない | 19。「国際法の理念は、 外的自由の原理に従い、みずからのものを保 持するための敵対の概念を含んでいる | (Ⅵ 347) のであり、つまりカントが許容する戦 争とは、攻撃された場合の防衛戦争である。 現代の議論で言えば、自衛権による戦争とい うことになろう20。その逆に、他国を脅かす 形での国権の拡大を目指すような戦争は許さ れない。カントはまた、上で述べたものを除 けば、「攻撃された国家にはあらゆる種類の 防御手段が許される」(ibid.) とも明言する。 『法哲学講義』においても明確に、「利益のた めにのみ行われる戦争は不正である。侵害 のみが戦争の正当な理由である (Sola laesio est causa belli justa)」(XXVI1393) と述べ られている。これは当時の正戦論の一部がよ り広い戦争正当化事由を認めていたことへの 反論であろう。カントが三番目に論じている 戦争後の権利についてはページの都合により 省略する21。

### 第二章 国家同盟

『人倫の形而上学』の国際法論でカント は、「根源的社会契約の理念による国家同盟 (Völkerbund)」(VI344)について語っている。 『永遠平和のために』でも、「そこでは各々の 国の権利が確保されうるような、市民的状態 に似た状態」(Ⅷ354)が国家同盟と呼ばれて いる。『「それは理論では正しいだろうが、実 践では役に立たない」という俗言について』 (以下『俗言について』と略記)で、「共通に 取り決められた国際法に従う連邦の法的状 態」(WI311) と言われているのもこれを指す のであろう。周知のように、合衆国大統領ウッ ドロー・ウィルソンは、カントのこの議論に 基づいて、国際連盟を構想したのである。現 在の国際連合の思想的ルーツもここにあると される。

ただし、『人倫の形而上学』におけるカン トの国家同盟の構想は、国際連盟や国際連合 のものとは若干異なる。というのもそのため の社会契約は、「諸国家の国内的な軋轢に相 互に介入しないで、しかし、外部の国家の攻 撃に対しては身を護る | (VI344) ために必要 なものとされているからである。『法哲学講 義』では、「諸国家間には、一つの国家が他 の国家に支援を約束するという保証が生じう る | (XX VII 1393) としているが、この支援 は軍事的なものを含むと見てよい。『永遠平 和のために』においても、軍備を強化する国 に対して、「少なくともそのような国家とそ の越権に対して同盟することが、他の諸国 家に正当化される」(Ⅷ346)と述べられてい る。つまり、ここで主張されているのは、現 代の言葉で言えば、相互不可侵と集団的自衛 権であり、ここでイメージされている国家同 盟は、現在の国連よりもむしろ軍事同盟であ るNATOに近い。まず、この同盟の結合は、 「いかなる主権も(市民的状態におけるよう に) 含んでいてはならず、ただ同輩関係(連

邦性)のみを含んでいるのでなければならない」(VI344)。さらに、「いつでも解消可能であり、すなわちその都度その都度刷新し得るものでなければならない」(ibid.)からである。要するに、ここで言う国家同盟は、国連のような永続的なものとしては考えられていないし、統治機構的な性格は与えられていない。その主眼はあくまでも、軍事的な相互不可侵と対外的集団自衛にある。集団的自衛権が国際的に明文定義、承認されたのは、確かに1945年の国連憲章第51条においてであろうが、カントのこの議論に見るように、同様の権利はそれ以前から考えられていたのである。

『永遠平和のために』において、この国家 同盟は、理性が命じる平和状態を実現するた めの、諸国家間の契約に基づく「主和同盟 (Friedensbund)」(WI356) とも呼ばれてい る。これは、一つの戦争を終結させる「平和 条約 (Friedensvertrag)」 (ibid.) に対し、す べでの戦争を永遠に終結させることを試みる ものとされる。ただし、ここにあまりに過大 な要求を読み込むべきではないであろう。カ ントが述べているのはあくまでも同盟を結ん だ国家間での持続的平和であって、地上から の戦争の根絶ということが念頭にあったかは 疑問である。永遠とは領域概念ではなく時間 概念でしかないし、この同盟の目的は、「もっ ぱら国家それ自身の自由と、同時に他の同盟 諸国の自由の保持と保証にすぎない」(ibid.) のであるから。確かにカントは、この同盟は 「徐々にすべての国家の間に拡大するべきで あり、そうして永遠平和に導く | (ibid.) と しているが、具体的に地球上の全国家をイ メージしていたとは考えにくい23。カントは また「戦争を防ぐ、常設で絶えず拡大する同 盟」(Ⅷ357) とも言い、これを「世界共和国」 の消極的代替物としている。

### 第三章 正戦論とカントの道徳論

では、カントのこのような正戦論は、上述 した戦争否定を含むカントの道徳論とどう調 和するのだろうか?『人倫の形而上学』にお いて、「自由そのもののある使用が普遍的法 則による自由の障害である場合 | (VI231) に、 その自由の使用は不正とされる。そうした自 由の使用に「自由の障害の障害として普遍 的法則による自由と一致しつつ対置される強 制 | (ibid.) は正しい。これと同様に『法哲 学講義』によれば、まず個人のレベルにおい て、「他者が私に暴力を加えるとき、われわ れが彼を強制するならば、我々は正しく行為 しているが、彼が不正にでなく私にそうする なら、我々が彼を強制するのは不正である」 (XXVII1372) とされる。「強制とは、普遍的 法則に従って可能な自由の障害」(ibid.) で あり、言われている自由は道徳法則による自 律に他ならない。ここで、「普遍的自由の障 害の障害は普遍的自由を促進し、したがって 正しい」(ibid.)ことが宣言される。そして、「あ らゆる侵害は強制であり自由の障害であるか ら、したがって反対強制は正しい | (ibid.)。 それゆえ、誰かによって自分の権利に損害を 加えられたときには、その相手を暴力で強制 することできる。これは、市民状態では裁判 によって生じるが、自然状態では戦争によっ て生じることになる24。ただしカントは、「私 が暴力で防ぐ侵害は、暴力以外によっては防 がれえないものでなければならない | (ibid.) という限定は加えている。そうでないなら、 その暴力の行使は不正である。

それでも、その条件が満たされる場合、侵害者一般に対する侵害の権利は「無限の権利 (jus infinitum)」(ibid.)であるとカントは言う。なぜなら、それでどこまで行くべきかを一般的に言うことはできず、むしろ自分の権利を手に入れるに必要な範囲までは、行かねばならないからである。カントの次の発言は

(6)

過激にも聞こえるであろう。「暴力がいかに 大きく強力であろうと、私はそれに委ねなけ ればならず、侵害者に対して、たとえ殺した としても、いささかの不正も加えていない (ibid.)。これは自衛権の肯定であり、カント の結論は次のようになる。「よって我々は、 一方の党派の正しい戦争と正しい敵を考える ことができる。私は、私を侵害した相手に対 してしか、戦争ができない」(ibid.)。『人倫 の形而上学』においても、「木正な敵に対す る国家の権利は限界をもたない | (VI349) と される。内藤葉子の言うように、「自衛戦争 は元来正戦のカテゴリーに属する考え方であ る」25。つまり、正戦論はカントの正義論に 矛盾せず、それどころかそれによって要請さ れるのである。『判断力批判』では、「戦争で さえ、秩序と市民的権利の聖なる尊敬をもっ て行われるのならば、それ自体として崇高な ものをもち、同時に、こうした仕方で戦争を する国民の考え方を、より大きな危険にさら され、その下で勇気をもって自己主張できる ほど、より崇高にするのみである」(V263) とすら言われている。

一般的に反戦論は、戦争において失われる 人命を論拠とすることが多いが、カントに とっては人命より正義の方が重い。これを示 しているのが『人倫の形而上学』における死 刑肯定論である。刑罰論としてカントは、「殺 したものは死ななければならない。ここで正 義の満足のためにいかなる代償物もありえな い」(VI333) と断言する。その上、市民社会 が解体される場合には、その前に牢内のすべ ての殺人犯は処刑されなければならないとす ら言う。この処刑をあくまで主張しない国民 には、殺人罪が貼りつく。なぜなら「正義の この公的毀損の参加者」(ibid.) と見なされ うるからである。ここでカントは、マルケー ゼ・ベッカリーア26の死刑違法論を取り上げ て論駁すらしている27。それどころかカント は、「正義が滅亡するなら、人間が地上に生 きることにもはやいかなる価値も無い」(VI 332)とすら言い切る。つまり、カントにとっては人命より正義の方が重いので、正義のための戦争を肯定するのに、人命を配慮した躊躇は要らないのである2%。『永遠平和のために』において、「正義は支配せよ、世界における悪党がそれですべて滅ぶとしても」(WI 378)という法原則が肯定されているほどに。

確かにカントは、上述したように、「戦争 あるべからず」と言う。しかし、カント倫理 学における「べし」は、必ずしも、即時履行 すべき完全義務を表すものではない。何より もカントは、広い義務と狭い義務を区別し、 狭い義務のみが「その本性上厳密に(正確に) 規定するものでなければならない」(VI411) とする。広い義務は不完全義務とも言われる が、倫理学は「その不完全義務を許容する」 (ibid.)。カントは正戦を許容するのであるか ら、「戦争あるべからず」という義務は不完 全義務でしかありえないであろう。また、『永 遠平和のために』における第三予備条項、「常 設軍 (miles perpetuus) は時とともにまった く廃されるべきである」(WI345) も、「なる ほど法規則の例外としてではないが、それで もその遂行を考慮するならば、事情によって、 主観的に権能のために拡張しつつ、その完遂 を先送りにする許可を含む | (WI347)。これ もいわば不完全義務なのである。のみならず、 カントはこの予備条項に、「みずからと祖国 をそれによって外からの攻撃に対して守るた めに、兵備において市民が自主的に定期的な 訓練を行うことは事情が異なる」(WI345)と 補足を付けている。ここで考えられているの は、対外防衛のための市民の自主的な軍事教 練による民兵組織であり、つまり、カントは 軍事力一般を否定しているわけではない。カ ントが常設軍を即時全廃とは言わないまでも 否定する理由は、それを維持するための財政 負担が逆に戦争を起こしかねないというもの なのである。『俗言について』では、「常に(同

(7)

じ賃金の下で) 増大する、しっかりした足場 に立ち、規律のうちに保持され、常に数を増 す兵器を与えられる軍隊によって「…」常に 高騰する費用を引き起こさざるを得ない | (™ 311) とされ、国家がそれに耐えられないこ とが、最終的に国家間の連邦による法的状態 へと導くと考察されている。

#### 結語

カントにとって、国家間関係はさしあたり、 ホッブズの言う自然状態、すなわち戦争状態 なのであった。実際、カントの生きた時代の プロイセンは、1740年のオーストリア継承戦 争、1756年からは七年戦争、1778年にはバイ エルン継承戦争と、戦争に明け暮れていたの である。さらに、三回のポーランド分割によっ てポーランドは完全に消滅する29。当時のヨー ロッパはまさに戦争状態以外の何物でもな かったのである。カントはこうした中で、グ ロティウスら国際法学者の議論を受けて、独 自の正戦論を構築した。それは、基本的に防 衛戦争だけを正戦として、元首に臣民を戦争 に動員する権利を承認し、場合によって先制 自衛さえも認めるというものであった。また、 平和共存を不可能とするような戦争手段は否 定される。これはカント自身意識していたよ うに、ius ad bellum とius in belloという正戦 論の議論そのものである。さらに、カントの 言う国家同盟は、相互不可侵と集団自衛とい う軍事的性格を強くもつ。よく考えればこれ は当たり前なのである、カントは戦争の抑止 の方法について語っているのであるから。カ ントの集団自衛は集団的自衛権の先駆と言え るかもしれない。そして、カントの倫理学は、 人命より正義を重んじ、不完全義務を許容す るがゆえに、正戦論と矛盾しないのみならず、 むしろそれを要求する。侵略戦争は不正であ り、それを妨げる防衛戦争は正義となるから である。カントによる常設軍の否定も軍事力

一般の否定を意味しない。戦争に関してカン トは正戦論を語るリアリストであって、無条 件の絶対平和主義者では決してない。小原克 博の言うように、「日本では絶対平和主義を 選択することへの許容度が高く、正戦論に関 連する諸条件を丁寧に検証する能力は未成熟 な状態にある」30。安全保障を論じる場合に 必要なのは、カントのような、理想を掲げつ つも現実を直視する冷静な姿勢なのではない だろうか31。

#### 注

- 1 カントの国際法を論じる研究者の間では、カ ントが正戦論をもっているということへの 否定が共通見解だった。Vgl. Orend, Brian: War and international justice. A Kantian perspective, Waterloo, 2000, p. 5.
- 2 本論文中、カントからの引用はアカデミー版 の巻号と頁数で表すが、慣例に従い、『純粋理 性批判』からの引用は、第二版をBで表す。傍 点は原文ゲシュペルト。
- 3 ヨッヘン・ボーンの言葉を借りれば、「カン トの平和構想は、最終的に世界市民的哲学 とリベラルな世界政治のバイブル」となっ ている。Bohn, Jochen: Ewiger Krieg der Ansprüche Kritik der freiheitsrechtlichen Friedensphilosophie Kants, in Archiv fuer Rechts- und Sozialphilosphie, Volume 99, Number 4, 2013, p. 463.
- 4 オレンドの前掲書第二章の表題はずばり、「カ ントの正戦論」である。Orend, a.a.O., p. 41. オレンドは別論文で、「カントは現に正戦論 をもっているというテーゼ」を肯定してい る。Orend, Brian: Kant's Ethics of War and Peace, in: Journal of Military Ethics, 2004, 3(2), p. 162
- 5 ここで言うリアリストは、オレンドやウォル ツァーの言う、正戦論者や平和主義者と区別 される、道徳と政治を峻別するタイプの論者 ではない。Vgl. Orend, War and international justice. A Kantian perspective, p.44. マイケ ル・ウォルツァー『正しい戦争と不正な戦争』 萩原能久訳、風行社、2008年、45頁以下を参照。 山内進は「否定派、肯定派、条件派」と分類し、 正戦論を条件派としている。山内進編『「正し い戦争」という思想』勁草書房、2006年、4

(8)

頁以下を参照。

- 6 これはカントの1784年冬学期の講義であり、 『永遠平和のために』(1795) よりさらに早い 時期のものである。
- 7 Vgl. Kleemeier, Ulrike: Kriege, Recht, Gerechtigkeit - Eine ideengeschichtliche Skizze, in: Dieter Jansen/Michael Quante (Hsrg.): Gerecher Krieg, Paderborn, 2003, S. 12.
- 8 このフーフェラントの著書では、戦争の権利を巡る当時の議論も取り上げられている。 Vgl. Gottlieb Hufeland: Versuch über den Grundsatz des Naturrechts, Leipzig, 1785, S.207f.
- 9 XXVII1392を参照。
- 10 アーサー・ヴァルダによれば、カントの蔵書 にはヴァッテルを含め、当時の自然法論の 著作が多く見られる。Vgl. Warda, Arthur: Immanuel Kants Bücher, Berlin, 1922, S. 41f.
- 11 カント自身は「諸国家法 (Staatenrecht)」(WI 343) と呼ぶべきと考えていたようであるが。
- 12 リチャード・タック『戦争と平和の権利 政 治思想と国際秩序…グロティウスからカント まで』 萩原能久監訳、風行社、2015年、393頁。
- 13 Ernst Katzer: Kant und der Krieg, KS20, 1915. S. 155.
- 14 W346を参照。さらに、「戦争状態を、まさに 不正であると宣告することすら不可能である、 なぜなら、この状態においては各々の国家が、 自分自身の事柄において、裁判官であるから」 (WI355) とも言われている。
- 15 XXVII1394を参照。
- 16 タックによれば、これはカントがプーフェンドルフと一致する唯一の論点である。タック、前掲書、367頁を参照。プーフェンドルフは、処罰権に基づく懲罰戦争を容認するグロティウスの批判者であった。こうした戦争の権利は、ヨーロッパ諸国による植民地戦争の根拠とされていたのである。タック、前掲書、273頁を参照。
- 17 ヴァッテルは、君主による国民の人権侵害に 基づく干渉戦争を容認する。タック、前掲書、 331頁を参照。
- 18 ウォルツァーは人道的介入を理由とする干渉 戦争を肯定する。ウォルツァー、前掲書、217 頁以下を参照。
- 19 Jürgen Habermas: Kants Idee des Ewigen Friedens – aus dem historischen Abstand von 200 Jahren, in:

- Kritische Justiz Vol. 28, No. 3 (1995), S. 295.
- 20 国連憲章第51条「この憲章のいかなる規定も、 国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した 場合には、安全保障理事会が国際の平和及び 安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個 別的又は集団的自衛の固有の権利を害するも のではない」(http://www.unic.or.jp/info/un/ charter/text\_japanese/、2015年10月18日 閲 覧)。
- 21 オレンドは、カントこそ正戦論の歴史の中で 「戦争後の権利 (jus post bellum)」を主題化 した最初の大思想家であるとしている。Vgl. Orend: War and international justice, p. 50f.
- 22 国連憲章の前文はその目的として、「一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること」、「すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いること」を謳っている(http://www.unic.or.jp/info/un/charter/text\_japanese/、2015年10月9日閲覧)。
- 23 「彼 [カント] は明らかに、すべての国民の連合を描いていたのでさえない」。Siep, Ludwig: Kant und Hegel über Krieg und Völkerrecht, in: Dieter Jansen/Michael Quante(Hsrg.): Gerecher Krieg, Paderborn, 2003, S. 105. さらに、新川信洋『カントの平和構想 『永遠平和のために』の新地平』晃洋書房、2015年、52頁も参照。
- 24 ケネス・N・ワルツは、「国家の強さとそして安全へのカントの関心は、パワー・ポリティクスの必要性についての彼の認知の一部である」とする。Kenneth N. Waltz: Kant, Liberalism, and War, in: American Political Science Review, Volume 56, Issue 02, 1962, p334
- 25 内藤葉子「グローバル市民社会の展望 一人権と正戦の関係をめぐって一」(『京都女子大学現代社会研究』第12号、2009年) 172頁
- 26 フルネームはチェーザレ・ボネサーナ・マルケーゼ・ディ・ベッカリーアであり、日本では普通、チェーザレ・ベッカリーアと呼ばれる。
- 27 VI334f.を参照。
- 28 カントは戦争の禍悪として第一に死者の犠牲を挙げようとはしない。Vgl. Habermas, a.a.O., S. 294.
- 29 山根雄一郎は、カントがポーランド分割に 大きな関心を持っていたことを指摘してい る。山根雄一郎『カント哲学の射程』風行社、 2011年、96頁以下、また123頁以下を参照。

(9)

- 30 小原克博「戦争論についての神学的考察―宗 教多元社会における正義と平和」(『基督教研 究』64(1)、2002年) 29頁以下。
- 31 シラセ・ボクが指摘するように、その論考が 抽象的にすぎ、実際に適用するには細部を欠 いているという弱点はあるにしても。シラセ・ ボク『戦争と平和 カント、クラウゼヴィツ と現代』大沢正道訳、法政大学出版局、1990年、 54頁を参照。